

藤沢市議会政務調査費交付条例の一部改正について
藤沢市議会政務調査費交付条例の一部を次のように改正する。

平成24年9月3日提出

議会議員	宮	戸	光
同	竹	村	雅夫
同	柳	沢	潤次
同	井	上	裕介
同	山	口	幸雄
同	大	矢	徹
同	東	木	久代
同	武	藤	正人

藤沢市議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例

藤沢市議会政務調査費交付条例（平成13年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（政務調査費の交付額の特例）

2 当分の間、第3条第1項に規定する政務調査費の交付額は、同項の規定にかかわらず、80,000円とする。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の財政状況等を鑑み、政務調査費の削減を図る必要による。